

1 審議会要旨

- (1) 開催日時 平成26年(2014年)3月19日(水)
午前10時00分から同11時20分まで
- (2) 開催場所 宝塚市立男女共同参画センター 学習交流室1A
- (3) 出席委員等
本日の出席委員は、10人中10人で、次のとおり。
岩井委員、中嶋委員、藤本委員、徳尾野委員、赤沢委員、三谷委員、柏樹委員、西野委員、波田委員及び山崎委員である。
なお、定足数である委員の2分の1以上の出席があったので、宝塚市景観審議会規則第6条第2項の規定に基づき会議は成立した。
- (4) 会議の内容
ア 徳尾野会長は、宝塚市景観審議会の運営に関する規程第3条第1項の規定に基づき、本日の議題に係る会議は公開であることを確認した。
イ 徳尾野会長は、議事録署名委員として、1番岩井委員及び2番中嶋委員を指名した。
ウ 議題について審議を行った。
議題第1号 宝塚市「良好な景観を形成する建築物等」の保全制度について その2

2 会議要旨

(1) 議題第1号

- (議題第1号)
(説明の開始)
- 市 議題第1号「宝塚市『良好な景観を形成する建築物等』の保全制度について その2」を説明します。2回目の意見聴取になります。
前回の意見聴取の内容からご説明させていただきます。
まずは、市から提案させていただいた内容です。大きく6つあります。
1つ目は景観重要建造物を都市景観形成建築物等より上位に置くこと、2つ目は景観重要建造物の指定については公開や公表を原則とすること、3つ目は景観重要建造物にも修景助成を導入することを検討したいということです。また、4つ目は登録有形文化財の指定など他の法律の制度等と重複指定することを推進すること、5つ目は都市景観形成建築物等に既に指定したものの建て替えを、建て替え後も指定対象としたいということ、6つ目が戦後1945年以降に建てられた現代建築物も景観重要建造物と都市景観形成建築物等の指定の対象としたいということです。
これに対していただいた意見が、そもそも景観重要建造物と都市景観形成建築物等だけを考えるのではなく、景観指定を増やすことそのものの制度設計を構築することが景観形成の目指すべき方向ではないかというご意見でした。
そして、制度設計におけるポイントとして、どのような建築物を最終的な目標としている景観重要建造物にしたいか、目論見やスケジュールをまず整理することが必要であること、景観資源登録も含めた全体での制度設計を考えることが必要であるというご意見をいただきました。
そのほか、市が提案した6項目に対してそれぞれ意見が交わされました。これについてご説明をさせていただきます。まず、2つ目の景観重要建造物の指定条件に公開を原則とすることはハードルが高いのではないかというご意見がありました。これについては公開を原則としない方向へ変更しようと思っております。3つ目の修景助成については、助成制度についても制度設計を検討する必要があるのではないかというご意見がありましたので、今後これについては検討していきたいと考えて

います。5つ目については多くの議論をさせていただきました。その結果、既決定している景観形成建築物の建て替えについての指定のあり方は、除却後、新たな建築物として再審議すべきだというご意見に傾いたかと思えます。これについては、今後はその方向で検討していきたいと思っております。最後6つ目、7つ目のご意見が少し出たのですが、これはそのままですので、説明を割愛させていただきます。

それでは、制度設計についてご説明させていただきます。これまでの景観の歴史を少しご説明することから始めます。

まず、宝塚市の景観行政は昭和60年の景観基本計画の策定が初めになります。その後、昭和63年に景観条例を策定し施行し、現在につながる一定規模以上の届け出、大きな建築物に対してはデザイン審査会でデザイン指導を始めました。その後、平成6年に地域の景観形成を目的とした都市景観形成地域の指定、建築物の保全を目的とした都市景観形成建築物等の指定が始まりました。そして、平成10年、13年、14年と変革があり、昨年平成24年に景観法を導入した景観条例に全面改正して旧条例を拡充したものとし、一定規模以上の届け出を2段階にしました。また、景観審議会を設置し、デザイン審査会を景観審議会の部会として設置したデザイン協議部会に改め、設置いたしました。その他、市内全域に景観における方針、指針、基準を設けた景観計画を策定し、その中にこれまでの都市景観形成地域である地域の景観形成を景観計画特定地区として改め、設置いたしました。

次に、これまで宝塚市は景観形成をどのように考え、図ろうとしてきたかについてです。平成2年に策定した資料から抜粋していますが、宝塚市は景観形成を点、線、面に分けて形成していこうとしていました。点は、「宝塚らしさを形づくり、あるいは地域で特色のある景観を有し、又は雰囲気醸し出しているもの、さらに都市景観の形成を図る必要があるもの」としております。線は、「道路、河川を軸とした沿道または河川沿い一帯を線としてとらえ、ベルト状（帯）の景観形成を図るもの」としております。面は、「地域をより個性的な街並みとして保全し、育成し、創造することにより、分かりやすい都市空間を構築し、地域的な一体感を作ろうとするもの」としております。これだけでは少しわかりにくいので、その点、線、面に対する取り組みと年代を表にしました。面については、景観形成地域の指定で、それを継承し、現在は景観計画特定地区になります。線については空白になっていますが、あえて言うなら、景観計画の中に観光プロムナード地域を設けたことになると思います。点につきましては、建築物や工作物が該当します。新たにつくるものには、一定規模以上の届け出とデザイン審査会があり、24年以降も継承できています。既存のものについては、従来、都市景観形成建築物等の指定により保全を図ってきましたが、平成24年以降に制度を拡充しています。これをどう調理していくかが本日の議題になります。

景観重要建造物、都市景観形成建築物等、景観資源登録、まとめて既存の点ということになります。これらをどの様に構成していくかを考えてみました。

構成するにあたって、少し昔の考え方などを掘り起こし、“宝塚らしさ”とは、宝塚が目指したい、守りたいものは何かというところを探しました。平成13年に策定しました景観基本計画に、“宝塚らしさ”は、「歴史的な沿革と21世紀への未来性から見ると、『都市らしさと田園らしさ』の両方を保持していることにつける」と表現しています。また、平成24年に策定した景観計画では、“宝塚らしさを感じる”ことを、自然、都市、田園・集落、文化の4つの要素に分類する」と表現しています。ここから、宝塚らしさの景観は一つではない、複数の要素が融合して宝塚らしい景観をつくっているのではないかという整理をさせていただきました。

それを守るために、「視点場とそこから見える景観を整える」という考え方を一つ加えることとしました。

わかりやすく説明するために名前を付けてみました。まずは、追加した「視点場とそこから見える景観（中遠景）」は、フレームと名付けます。これまでの都市景観形成建築物等の指定、いわゆる近景をスポットと名付けます。すなわち既設の点をフレームとスポットという2つに分けて構成していきたいと考えています。

では、追加したフレームをどう景観形成していくかについて、まず、心地よさを共感できるフレームを見つけることを行います。写真をそのまま提示して、立ち位置、方角、角度、そこから見える良い景観の要素の抽出、背景などを一つにしてフレームとしてまとめます。これが遠景に対するフレームのイメージです。もう一つが中景に対するイメージで通りの景観になります。そして、このようにまとめたものをそのまま景観資源登録し、登録したものの中から視点場、建築物・工作物、武庫川の自然、宝塚歌劇のような文化に分類をし、宝塚大劇場や阪急電車の建築物・工作物を都市景観形成建築物等や景観重要建造物の指定へと誘導するという一連の流れをつくりたいと思います。これがフレームの考え方で、ご意見をいただきたいと思っています。

フレームに期待する効果は、面で表現しますので、自然、文化、建築物など調和が必要であることが表現できる。また、立ち位置を示しますので、心地よい景観を共感しやすくなる。今後の景観計画への反映も期待できると考えています。

次に、スポットについてご説明させていただきます。スポットについては、これまでの都市景観形成建築物等の指定をそのままスライドしたイメージで、敷地単位の近景です。スポットについては、景観資源登録をせず、都市景観形成建築物等や景観重要建造物への指定を推奨します。

全体的な点における景観形成のイメージをチャートにまとめました。フレームとスポットから入り、最終的には都市景観形成建築物等と景観重要建造物への指定へ誘導します。今回は、景観重要建造物を最上位にし、最終目標にしたい考えでしたが、都市景観形成建築物等と景観重要建造物は並列でいいのではないかとということで優劣を付けていません。全体のイメージについても、ご意見をいただきたいと思っています。

最後に、前回いただいた意見を踏まえ、景観重要建造物と都市景観形成建築物等に優劣を付けないことに変更しました。優劣を付けないが、景観重要建造物には今後手厚い制度を検討していきたいと考えています。

では、景観重要建造物をどのように手厚いものにしていくのかについて、一つは修景助成についてです。今後の検討になりますが、外観は都市景観形成建築物等とほぼ同じ制度にしたいとは考えており、それに加えて任意でも公開していただける施設に対し、公開におけるパンフレットの作成費用や、ガードマンの配置費用などソフト面に対する助成が出来ればと考えています。もう一つは、景観重要建造物は、最低でもマップ作成による啓発活動を目指したいと思いますので、地図などに位置を示す程度の公表は指定の原則としたいと考えています。

以上が、景観形成における点の説明です。

補足になりますが、フレームの抽出のスケジュールについてご説明します。

来年景観100選を実施する予定ですので、これによりフレームの抽出を行いたいと思っています。100選を抽出する方法としては、市提案、市民選定を考えています。市が提案する100選のフレームは、これまでに作成した景観基本計画やアメニティマップなどを参考にして、現状を撮影した写真をもとに提案したいと考えてい

ます。また、空間、文化、歴史、調和などの指標を加え、投票していただくことを考えています。投票の方法は、現在模索中ですが、シールを張っていただいたりして投票をしていただきたいと思います。ある一定の評価と講評をもとに百選を提案としたいと考えています。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご意見のほどよろしくお願い申し上げます。

質疑応答

会長

意見、質問等がありましたらお願いいたします。

委員

景観 100 選の説明がありましたが、本当に 100 景も選ぶのでしょうか、それとも象徴的に 100 を引用されているだけでしょうか。

市

100 を絶対要件にするというより、100 を目指すということを考えています。

委員

本当に宝塚らしい景観が、そんなに沢山あるのか疑問に思いましたのでお伺いしました。

市

来年度計画している景観 100 選は行政提案型を予定しており、それを元に市民に評価をしていただくことを考えていますので、どちらかという、入り口の主体は行政にありますので、たたき台の段階で 100 に近いものを抽出したいと思っています。

委員

景観 100 選から具現化していく手立てとして、景観資源登録にはどのようなものを登録されるのでしょうか。

市

写真(フレーム)ごと景観資源登録をしたいと考えています。

委員

法的にどういう規制がかかっていくのでしょうか。

市

景観資源登録は、法的拘束力や実効性を高めるものではなく、宝塚の良い景観をアピールする手立てとしていきたいと考えています。

委員

景観資源に登録するということは、どのようなようになるのでしょうか。

市

景観資源登録を従来は、建築物や工作物のみの登録と考えており、どちらかという点で考えていました。しかし、本当に建築物や工作物だけを見て良い景観と感じているのかと考えたとき、人間の心地よいという感覚は点だけを見て感じるものではないということで、まずは良い景観をフレームとして景観資源登録しようというものです。

委員

景観資源登録には、法的制限があるのですか。

市

法的な制限はありません。ただ、景観資源登録後はホームページ等に掲載しますので、個人の建築物が掲載されることによるご意見はあるかもわかりませんが、フレーム(遠景や中景)での掲載ですので、ご説明すれば一定の理解は得られると考

えています。

委員 市民の景観に対する気持ちを喚起するという意味では良いと思いますが、一方で法に基づき線として、面として景観を形成しようということをやっていますので、景観 100 選を景観資源登録とは結び付けず、キャンペーンとしてされるのであれば良いと思います。

市 景観 100 選は、キャンペーンという意味合いもありますが、キャンペーンにしてしまうと、次に繋がりません。前回の意見聴取でも景観の裾野を広げながら残すべきものを絞っていく制度を考えることが必要ではないかというご意見をいただきましたので、まず、フレームを景観資源登録し、市民の共感を得たものの中から要素となる建築物や工作物を抽出して、都市景観形成建築物等や景観重要建造物の指定へと繋げていきたいと考えています。

委員 今、景観 100 選で選定したフレームが点にしか繋がっていませんが、これが線や面にも繋がるということであれば、この説明は理解できます。景観 100 選が点にしか繋がらないというのは、まずいと思います。

市 景観資源登録した点であるフレームを繋げたり集合すると、線になり面になると考えていますが、現在のところ、景観資源登録が地域の景観形成に直接関連付けられることまでは考えていません。

委員 意図は良く解りますが、景観資源登録された場所の市民は法律的な制約が沢山でくるのではないかと、という疑問が湧いてくのではないかと思います。

景観資源登録されたフレームの中のものを変更しようとする、具体的にどの様な制約がかかるか曖昧のように思います。例えば、イメージ写真にもありました阪急電車の写ったフレームが景観資源登録されたとき、阪急電車の車体の色を変更する場合は、どこまで意見できるかまで考えておかないといけなのではないでしょうか。

市 景観資源登録から、維持・保持をしていくことを考えると、フレームにあるものから基準が設けられるものは、今後の景観計画に反映したいと考えています。

また、点だけではなく面として景観を捉える必要があるということについては、景観計画特定地区で一定のルール化を目指していきたいと考えています。

景観資源登録は、景観の入り口として、市の職員だけが共感するのではなく、多くの市民が残すべき景観であるという様な意見を吸い上げるものと考えています。

例に出した、新大橋から見る阪急電車と宝塚大劇場のフレームにあっては、大劇場だけがぽつんとあるものをイメージされておらず、阪急電車もあることも含めて全体でイメージされていると思います。ですが、阪急電車の車体の色まで規制はできないと思っています。

フレームで保全するのではなく、別の方法で保全することを推奨するのは、今あるものを守るという姿勢では、絶対に守れません。例えば、景観資源登録したフレームに空き（空白）があるとして、そこに高層建築物が建ってしまうと、景観資源登録では守りきれないのです。この様な建築物が建ってしまうことは、別の方法で

抑えないと景観は守れない。残すだけでは守れない。

市 補足しますと、フレームから資源登録の間に景観 100 選が入るイメージになります。実際の手順としては、まずフレームを探し、その中から景観 100 選を選びます。その後、景観 100 選の中から景観資源登録にする候補を景観審議会に諮り、審議していただくことになります。ですので、景観 100 選＝景観資源登録にはなりません。また、どの様なものを景観資源登録にするのかや登録の仕方も更に審議した上で決めていくことになりますので、まずは建築物ではなくフレームで捉えたものと景観資源登録していきたいと考えています。

委員 「景観資源」という言葉を使うことに問題があると思います。というのは、「景観資源」という言葉が、環境アセスや景観設計でも使われており、もう既に歩き出している言葉になっています。ですので、フレームを景観資源登録にもっていくとどういった制約があるのかと思われ、混乱を招くと思います。景観フレーム登録にするなど「景観資源」という言葉を使用しない方が良いと思います。

皆さんがイメージする「景観資源登録」は、もう少し重いもので、これからのようにしている登録とは、少し違うと思います。

委員 「景観資源登録」という名称は、既に景観条例で定義されているのではないのでしょうか。

市 都市景観条例第 36 条に景観資源登録を規定しています。

委員 これを規定するときは、フレームをイメージして規定されたのですか。今回説明のあったフレームは、もっとラフなものではないのでしょうか。

市 都市景観条例第 36 条に「都市景観に寄与していると認められる建築物等、土地、樹木、祭事等」と書いてあり、これらの全てが集合したものがフレームではないかと思っています。

委員 空間があつての景観ですので、空間（フレーム）を指定しようという考え方は、正しいと思いますが、空間で捉えると要らないものも沢山写ってしまいます。また、今まで扱ってきた「景観資源」とも、環境アセスで扱ってきた「景観資源」とも、イメージが違うのでフレームを景観資源登録にすることは止めた方が良いでしょうと思います。

委員 確かに固定した概念があるものは、受け入れ難い面があるかもしれません。フレームという考え方はとても良いと思います。これは、眺望景観に繋がるもので、点や面、線の保全ではなく見がかりをどう考えるかというもので、これから考えるべき景観のありかたではあると思います。

委員 内容は悪くないですが、「景観資源登録」という名前を使うと混乱を招くと思います。

委員 登録の仕方をもう少し考えた方が良いでしょう。このフレームが良

いというのではなく、フレームの中で何がどう良いのかを分析して表現する方が良いのではないのでしょうか。この建築物が良いなど単品で評価するのではなく、これとこれの色のバランスが良いとか、配分が良いなど、もう少し分析的なことがあれば、何の規制もないが、これを見た人自らが考えようかと思ってもらえるのではないのでしょうか。

委員 フレーム的な考え方はすごく良いと思います。フレーム的考え方がなぜ良いかという、フレームの中にあるピース（点）やパーツ（点）でだけを捉えるのではなく、これをどういうバニシングポイント（視点場）から見るかというのがフレームの素晴らしさであると思います。逆にいうと、バニシングポイント（視点場）という要素を入れたことによって、フレームというものと景観重要建造物とのズレを生じさせていると思います。景観重要建造物はピース（点）で、フレームはバニシングポイント（視点場）によってピース（点）の見え方が違ってきます。これを同一線上で考えようとするのに無理があると思います。

委員 市が考えている景観整備は、線、面、点があるものに今回フレームというものを加えたということだと思います。フレームは点や面や線を繋ぐ一つの方法提示していただくのであれば、非常に良いと思います。しかし、フレームが直接景観資源登録や景観重要建造物にそのまま結び付けていることが問題であると思います。ですので、制度とフレームは切り離れた方が良いと思います。制度がそのまま景観にはならないと思います。

委員 神戸では、夜景を守るためにLEDと戦わないといけないなど、フレームを守るためには、多様化が必要であると思いますので、フレームを景観資源登録にすることは少し違うように思います。

景観は用語が多すぎると思います。「景観形成地域」を説明するだけでも難しいのに、景観100選があってフレームがあって景観資源登録があると市民には伝わらないと思います。景観100選というだけで、フレームも十分伝わっていると思います。宝塚には景観100選があって、宝塚はこれを守るんです。というだけで十分だと思います。

委員 フレームの考え方は、本来、視点場から来ています。視点場からの発想は、視点場からしか抑えられない要素があるから、その様な提案をしているのです。色や形を抑えるために使うのではなく、主要なランドマークなどがあり、それを見えるようにしましょうというものに視点場というものの意味があります。

委員 このフレームを考えるときには、シークエンス（連続性）の考え方を入れた方が良いと思います。まず、視点場を決めて景観を見ます。その中の何処にあるのかということと、重要なものであるという点の要素が入っています。それ以外には、視点場からどう見えるかということと、景観は継起的なもので、ずっと続いていくものであると思います。これから景観行政を考える上で、一点だけを抑えてそれだけを指定するというということと、視点場から見える景観（フレーム）を続けていくことが必要だと思います。例えば、今はないが突き当りの景観は非常に大切なので、そこに続く路線は、線として整備していくなどを行った方が良いと思います。

点を指定していくものと、線や面に繋がるようなシークエンス（連続性）の考え方

を持ってはどうかと思います。

今回、フレームを整理していただくときに、どう見えが掛っているから良いのかということと、そこからどう継起的に繋がっていくのかと言うことを今回、市が整理された方が良いのではないかと思います。そして、これを将来の面指定、線指定の中核にされると良いのではないかと思います。

これを考えると景観 100 選についても、継起的な景観は市民からの方が出てくるのではないかと思いますので、継起的な景観を繋ぎ合わせてシークエンスをまとめられると良いと思います。

そうすると、フレームという言葉は極力使わず、景観 100 選をキャンペーン的なものにして、そこから点指定と線指定に分けて行政がすべきことを固めていくことをされると良いと思います。

委員 景観 100 選は、色々なところでやっていますが、1 回で 100 景を選ぶのは難しいと思います。また、景観にも時代がありますので、時間をかけてテーマを変えるなどして数年かけて 100 景を選ぶことをした方が良いのではないのでしょうか。

委員 既に 100 景は抽出したのですか。

市 アメニティマップなどの資料から、文字を羅列した程度です。

委員 100 景というのは遠大の様に思います。20 景程度に絞り込んで重点的にされた方が良いのではないかと思います。

先ほど、意見がありましたように、継起的な景観を考えられるなら 20 景ぐらいを重点的にがんばるなどした方が良いのではないかと思います。

また、フレームとして景観を保全するというのは、難しいと思います。

委員 眺望景観を規制することには、無理があると思います。

委員 良い景観だけをせめるのではなく、悪い景観も頭に入れて並行して取り組んでほしい。例えば、市役所の前の歩道橋は、取り払われたことによってとても良くなりましたので、この様に引き算による景観も示していただきたい。

委員 悪い景観を指定するというのは難しい様に思います。

委員 悪い景観を選ぶという事ではなく、まずいものは取り払っていくということも必要で、良いものだけを提示しても宝塚の景観は良くならないということです。

委員 最近、景観計画を作成するときなどは、建物の色や形だけではなく、眺望景観についても記述しているところがあります。そのときに高さなどを抑える必要があるときは地区計画を重ねるなどの手法をとることがあります。ですので、景観 100 選が線や面の景観形成に結び付かないということはないと思います。規制は別の制度ですという事になりますが。

委員 やはり、景観 100 選はキャンペーンだと思います。

委員 景観 100 選をどう活かすかを想定しておくことは必要ですが、数の規制などはせずに、今後、市民が作る景観計画への反映を考えると多い方が良いと思います。

委員 選定した景観に市民の賛同が多く得られたら、新しい計画ができたときに意見しやすくなることもあると思いますので、市民の意向を知るという意味でも、景観 100 選をすることは、とても良いと思います。しかし、制度にもっていくのは無理があると思います。

市 数多くの意見をいただいたのですが、点を一つの流れを持って進めていきたいと考えています。裾野を広げて最終的な点の指定へと繋げていきたいということで本日、提案させていただきました。

これに対し、景観 100 選は、ひとつのキャンペーンとするものであって、制度とは切り離して考えるべきではないかというのが大半の意見であったと思います。

景観 100 選と制度の関係性については、再度、検討していきたいと思います。

しかし、市民の気運を高めるような景観 100 選は、進めていきたいと思います。

それと、都市景観形成建築物等と景観重要建造物の指定の考え方について、ご意見をいただきたいと思います。前回は、景観重要建造物を最上位に位置づけておりましたが、今回は都市景観形成建築物等と景観重要建造物の間に基本的に優劣はつけないことといたしました。ただ、景観における情報発信を市内外に向けて行いたいということがありますので、景観重要建造物にあっては、庭などの公開までは言いませんが、マップへの掲載については、指定の要件にしていきたいと考えております。また、都市景観形成建築物等は自主条例による緩やかなものであり、景観重要建造物は景観法に基づく拘束力のあるものにはなっていますが、これ以上に、市自らが優劣をつけない考えです。また、助成制度につきましても、景観重要建造物には現在ありませんので、これについては改善していく予定です。

改善内容も都市景観形成建築物等と同等ではなく、公開をしていただける様なところにあっては、サポートできる様な助成制度を検討していきたいと考えています。

都市景観形成建築物等と景観重要建造物の指定の考え方についてもご意見を頂きたいと思います。

会長 都市景観形成建築物等と景観重要建造物の指定の仕方について意見はありませんか。

委員 景観法に基づく景観重要建造物はこれまでの制度と一番違う所は、現状変更が許可制であることだと思います。建築物を残していただくためにできた制度ですので、どちらを市が目指すかということもありますが、景観重要建造物に移行していただけるものは、移行していただきたいと思います。景観重要建造物に助成制度が構築されていないことは大きいと思いますが、助成にあっても同等以上にあるべきだと思います。できれば、良いものは景観重要建造物の指定をしていただきたいので、所有者が景観重要建造物に傾くよう、メリットがある様に持って行っていただく方が良いのではないかと思います。

都市景観形成建築物と景観重要建造物の指定がまったく違うものであるなら良いのですが、同じ様な制度で選択できるといったときに、市はどちらを推奨するのか。当然、所有者に選ぶ権利はあるのですが、全てを所有者に委ねると、お金がもらえて届出制の方に流れると思いますので、景観法ができた意味を考えると同等でない

方が良いと思います。

市 同等と言った意味については、前回、景観重要建造物を上位に置きすぎると、良い制度なのに指定が進まないのではないかという意見であったと理解しましたので、景観重要建造物を最終目標にするという考え方はありませんが、一度、都市景観形成建築物等の指定をしていただいて、次に景観重要建造物へステップしていただくことがあっても良いと考えています。

委員 持ち主としては、自分の家は景観重要建造物で、あっちの家は都市景観形成建築物等であるという優越感が欲しいと思います。景観重要建造物の方が大事なものと評価されていることが大切だと思います。ステップアップは中々してくださらないと思います。

委員 都市景観形成建築物等と景観重要建造物には、どの程度差があるのでしょうか。

委員 現在は、どちらを選択していただくかだと思います。

委員 しかし、一方は自主条例で、一方は法に基づくものですので、違いはあると思います

委員 法的なヒエラルキー(上下関係)からすると、景観重要建造物の方が上には位置づけられてはいますが、制限は厳しいが、それに誇りを感じていただける制度にすることに意味があると思います。

委員 京都は所有者が選んでいます。ヒエラルキー(上下関係)でいうと、重要文化財、景観重要建造物ときて、次に登録文化財と景観形成建築物が同等ぐらいの位置にいると思います。

委員 制約が厳しくなるのに上を目指されるのですか。

委員 京都の場合は、インセンティブがあります。

委員 宝塚の場合はインセンティブはあるのですか。今は景観重要建造物にはないので、これから作るということですね。

委員 公開におけるパンフレット作成などに助成するとありますが、所有者は、本当にこれを求めているのでしょうか。

市 そこまで、所有者に意見聴取できたわけではありませんが、市として新たにサポートできるものを考えたときに出た内容です。

委員 所有者に具体的に意見を聞き、痒い所に手が届く様な助成にした方が良いと思います。

委員 補助率を変えるという考えはあるのでしょうか。

市 景観重要建造物については、現在、白紙の状態であり、今後、助成制度をまとめた後、実計として挙げ、市の採択をいただくことを考えています。景観重要建造物の助成については、これから積めていきたいと考えています。

市 今後、詰めていかなければならない事項はありますが、景観重要建造物にあっては、既に指定したい物件が2件ございますので、その際には、ご審議をお願い申し上げます。

会 長 それでは、本日の議題については、継続審議といたします。
本日の審議はこれまでとします。